

報告第 2

専決処分の報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 11 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

別紙

専 決 処 分 書

事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 4 月 18 日

白岡市長 藤井 栄一郎

- 1 事故発生日時 令和 7 年 4 月 7 日（月）午後 3 時 15 分頃
- 2 事故発生場所 白岡市小久喜 1676 番地付近
- 3 相手方 白岡市 [REDACTED]
[REDACTED]
- 4 事故の概要 市道 2－5 号線において、都市計画道路白岡宮代線の工事用地に設置されていたロープを支える鉄杭が市道側に倒れかけていたため、[REDACTED]氏が運転する自動車の助手席側のサイドミラーと接触し、破損したものである。
- 5 損害賠償額 40,423 円